

# 平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 省エネ型ノンフロン整備促進事業の募集について(公募要領)

平成26年4月  
環境省地球環境局 フロン等対策推進室

環境省では、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、省エネ型ノンフロン整備促進事業の公募を行います。

事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

また、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)及び「省エネ型ノンフロン整備促進事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に従って手続き等を行っていただくこととなりますので、御承知おきください。なお、平成26年度の交付要綱及び実施要領は、環境省ホームページに掲載されていますので御参照下さい。

( [http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local/subsidy/h26.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/subsidy/h26.html) )

## 1. 対象事業の主な内容

(1) 補助により新たに設置する装置は、冷媒としてフロン類(CFC、HCFC、HFC)を使用せず、アンモニア、空気、二酸化炭素、水等の自然冷媒を使用したものであって、フロン類を使用したものより省エネルギー性能に優れた冷凍・冷蔵・空調装置であること。ただし、冷凍冷蔵倉庫に用いられる省エネ型自然冷媒機器及び食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器を除く。

※ 冷凍冷蔵倉庫に用いられる省エネ型自然冷媒機器及び食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器については、環境省から委託を受けた「一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構」が行う「先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業」の補助対象となりますので、そちらへ応募をお願いします。

※ 自然冷媒を使用した装置であっても、実用化に至っていないと判断される技術については対象外です。

(2) 補助により新たに設置する装置の導入に必要な費用が、当該装置と同等の冷凍・冷蔵・空調能力(冷却能力)を有するフロン冷媒冷凍等装置の導入に必要な費用と比較し、一事業につき500万円以上高額であること。

## 2. 対象となる装置の例

(1) 冷凍工場、食品加工場等の冷凍・冷蔵装置

(2) 工場、病院、学校等の空調用装置

※例以外の用途でも、対象となる場合がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

**お問い合わせ先**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17階

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室 米倉

電話：03-3581-3351（内線6751） FAX：03-3581-3348

【詳しい公募内容は「平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 省エネ型ノンフロン整備促進事業の募集について」（下記の環境省ホームページに掲載予定）】

（環境省 HP）<http://www.env.go.jp/guide/kobo.html>

## 公募要領目次

### I. 省エネ型ノンフロン整備促進事業について

1. 事業の背景、概要及び目的
2. 補助対象となる事業等について
3. 補助対象事業の選定について
4. 応募の方法について
5. 採択基準について
6. その他

### II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

(参考資料)補助事業における利益等排除について

## I. 省エネ型ノンフロン整備促進事業の募集について

[平成26年度予算額：2億円]

### 1. 事業の背景、概要及び目的

冷凍工場、食品加工場の冷凍・冷蔵装置や工場、病院、学校等の空調用装置などは、一般的に常時使用されており、大量のエネルギーを必要とする装置ですが、近年、省エネルギー性能に優れ、かつ冷媒として、強力な温室効果を有するフロン類（人工の化学物質）ではなく、格段に環境負荷の少ない自然冷媒（アンモニア、CO<sub>2</sub>等の元来自然界に存在する物質）を新たに利用した冷凍・冷蔵・空調装置（省エネ型ノンフロン冷凍等装置）が開発されています。

省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入は、使用時の電力の節減によるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素）の削減のみならず、高い温室効果を有するフロン類の排出防止による温室効果ガスの排出削減にもつながりますが、フロン冷媒を使用した冷凍・冷蔵・空調装置（フロン冷媒冷凍等装置）より導入費用が高額になることから、あまり普及していない状況にあります。このため、省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入費用とフロン冷媒冷凍等装置の導入費用の差額に対して補助を行うことにより、省エネ型ノンフロン冷凍等装置を普及させ、エネルギー起源二酸化炭素排出量の削減を図るとともに併せてフロン類の排出削減を図るものです。

### 2. 補助対象となる事業等について

#### (1) 対象となる事業について

対象となる「省エネ型ノンフロン整備促進事業」は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- ① 補助により新たに設置する装置は、冷媒としてフロン類（CFC、HCFC、HFC）を使用せず、アンモニア、空気、二酸化炭素、水等の自然冷媒を使用したものであって、フロン類を使用したものより省エネルギー性能に優れた冷凍・冷蔵・空調装置であること。ただし、冷凍冷蔵倉庫に用いられる省エネ型自然冷媒機器及び食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器を除く。

※ 冷凍冷蔵倉庫に用いられる省エネ型自然冷媒機器及び食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器については、環境省から委託を受けた「一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構」が行う「先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業」の補助対象となりますので、そちらへ応募をお願いします。

※ 自然冷媒を使用した装置であっても、実用化に至っていないと判断される技術については対象外です。

- ② 省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入に必要な費用が、当該装置と同等の冷凍・冷蔵・空調能力（冷却能力）を有するフロン冷媒冷凍等装置（比較対象フロン装置）の導入に必要な費用と比較し、一事業（装置や工事費等を含む）につき500万円以上高額であること（P7「イ 補助金額の計算

例（参考）」中③の金額参照）。

- ③ 同一事業者が複数の事業所に対する補助申請を行う場合、事業所単位で補助申請が行われていること。
- ④ 応募時に、機器の設置場所（事業所等所在地）が確定していること。また、補助対象機器は、財産管理が確実に行われるものであること。
- ⑤ 導入した省エネ型ノンフロン冷凍等装置は、事業主体の責任の下で適切に維持管理され、温室効果ガスの排出量削減に資するものであること。
- ⑥ 省エネ型ノンフロン冷凍等装置導入に関する計画が具体的に作成されていること。また、省エネ型ノンフロン冷凍等装置導入による温室効果ガス削減効果を把握し、その削減効果を外部へ周知する計画を作成し、その実施状況について、実施要領に基づき、環境省の指定する成果報告書を指定する時期までに提出するものであること。
- ⑦ 新たに設置する省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入に伴い、既存の冷凍等装置で冷媒としてフロン類を含むものを撤去する場合は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）に基づき、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者に、フロン類を適切に引き渡す（回収させる）こと。
- ⑧ 補助事業の実施にあたり、高圧ガス保安法等の関係諸法令を遵守すること。
- ⑨ 導入する省エネ型ノンフロン冷凍等装置については、当該装置の製造業者等において安全性の評価を行い、その結果に基づく対策をとったものであること。

## (2) 対象事業者

次のいずれかに該当するものであり、地方公共団体は対象外です。

- ① 民間企業
- ② 独立行政法人
- ③ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ④ 法律により直接設立された法人
- ⑤ その他環境大臣が適当と認める者

<補足注意事項>

対象装置の導入に対し、他の法令及び予算に基づく補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に基づく補助金等をいいます。補助金、交付金、その他相当の反対給付を受けないで行う給付金等があります。）の交付を受ける場合は、交付の対象となりませんので、御注意ください。

<リースを活用する場合>

対象設備を保有するリース事業者を代表事業者とし、対象設備を利用する事業者を共同申請者とした共同申請とし、リース契約については、次に掲げる要件のすべてを満たすものに限ります。

- ・リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。

- ・所有権移転外リース取引であること。
- ・対価が対象設備の取得価額並びに利子、固定資産税等、損害保険料及び手数料の額の合計額となる契約であること。
- ・リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（法定耐用年数）の70%以上（10年以上は60%以上）の契約であること。
- ・補助金が交付された場合に補助金交付額相当分がリース料の低減に充てられる旨が明記された特約又は覚書等が締結された契約であること。
- ・日本国内に対象機器を設置する契約であること。
- ・中古品の対象機器をリースする契約でないこと。
- ・親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約でないこと。
- ・交付申請時に予定していたリース期間を通じて契約が継続していること。

### (3) 補助対象経費

#### ア 対象経費・交付額

省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入を行うために必要な費用と、比較対象フロン装置の導入を行うために必要な費用との差額の3分の1以内を補助します。ただし、同一法人が複数の施設に関する補助金の交付申請を行う場合などにより補助額が高額になった場合には、予算額を勘案して補助額を減額する場合があります。

ここで「必要な費用」とは、事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費、設備費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費を含みます。

また、「必要な費用」としては、消費税の免税業者を除き、原則として消費税等相当額（注）を除いて計算してください。

なお、省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入に伴い撤去し、廃棄する既設の冷凍等装置がある場合には、法定耐用年数の半分の期間を経過していることを条件として、既設の冷凍等装置の残存価額（法定耐用年数経過後は取得価額の10%の額とし、経過以前は減価償却費を差し引いた額とする。）を上記の差額に加算することができます（この場合の留意事項として、後述の5. 採択基準を参照してください。）。

（注）正確には、仕入れに係る消費税等相当額ですが、冷凍等装置の導入事業は、他社に発注することが多い（自社で施工等を行う分はない）と考えられますので、そのような場合、全額「仕入れに係る」に相当すると考えられます。

なお、仕入れに係る消費税等相当額は、消費税等の計算上、控除対象となりますが、課税業者が仕入れに当たって支払う消費税等の額を控除の対象とするため、その一部に補助金が入った場合、当該課税業者は消費税控除額における補助金対象額を国に返還していただく必要があります。したがって、はじめから消費税等相当額を除外して補助金額を計算すれば、返還も不要となります。

イ 補助金額の計算例（参考）

区 分	省エネ型ノンフロン 冷凍等装置	比較対象 フロン装置	撤去既存設備	差額等
導入に必要な費用 (複数台導入の場合 はその合計額)	3,000 万円 ①	2,000 万円 ②		1,000 万円 ③
残存価額 (加算は任意)			200 万円 ④	200 万円 ⑤
差額等合計				1,200 万円 ⑥
補助金額（差額等の 1/3 助成）				400 万円 ⑦

(説明)

- 1) ③=①-②
- 2) ⑤=④
- 3) ⑥=③+⑤
- 4) ⑦=⑥×(1/3)

(4) 補助金の交付等について

- ① 補助対象事業の完了後、実績報告書を提出していただきます。
- ② 実績報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金額を確定させた後に補助金の支払いが行われることとなります。
- ③ 補助対象事業は、平成 26 年度内に完了させることが原則です（詳細にはお問い合わせください。）。

※：補助対象事業完了とは、補助対象事業の出納処理が完了する日時を示します。

- ④ 原則、該当年度を越える約束手形は認められません。

(5) 補助対象装置の考え方及び留意点について

省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入パターンとしては、次のようないくつかのケースが想定されますが、いずれも本事業の対象となります。

- ① 省エネ型ノンフロン冷凍等装置を新規に導入する場合（既存装置なし）
- ② 省エネ型ノンフロン冷凍等装置を新規に導入する場合（既存装置を廃棄して入れ替え）
- ③ 既存の冷凍等装置の機能を残存させ、新規に省エネ型ノンフロン冷凍等装置を組み合わせることにより、一体としての冷凍等装置とする場合。

(6) その他

以上(1)～(5)に掲げた要件等については、交付要綱及び実施要領によって詳細に定められています。

### 3. 補助対象事業の選定について

- (1) 一般公募を行い、選定します。
- (2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い26年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定(内示)します。

### 4. 応募の方法について

#### (1) 応募方法

事業の応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存したコンパクトディスク等を、公募期間内に持参又は郵送により、管轄する地方環境事務所へ提出していただきます。提出物は、封筒に入れ、宛名面に「**省エネ型ノンフロン整備促進事業応募書類**」と赤字で明記してください。

応募書類の作成に当たっては、必ず、環境省ホームページから様式の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

**【提出用ファイル】**下記ページ内に掲載しています。

<http://www.env.go.jp/earth/ozone/hojokin.html>

#### (2) 公募期間

**平成26年4月18日(金)～5月19日(月)**

#### (3) 応募に必要な書類及び提出部数

##### [1] 事業実施計画書

- 【別紙1】** 省エネ型ノンフロン整備促進事業実施計画書 (1/3～3/3)
- 導入前後の比較が出来る概略図
- 事業所内における導入設備の配置計画図
- 導入設備の安全対策の概要
- 工程表
- リース契約書の写し、特約又は覚書等の写し、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(リースを活用する場合のみ)

##### [2] 経費内訳

- 【別紙2】** 省エネ型ノンフロン整備促進事業に要する経費内訳
- 省エネ型ノンフロン冷凍等装置導入費用の見積書
- 比較対照フロン装置導入費用の見積書
- 撤去する既存装置の残存価額の確認できる書類(残存価額を加算する場合のみ)

##### [3] その他(申請根拠書類)

- 導入前後の機器表(設備動力一覧表)

[4]□ 定款又は寄付行為

[5]□ 経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）

[6]□ [1]～[5]の書類を紙面で2部

[7]□ [1]～[3]を保存したコンパクトディスク等の記録媒体を1部

#### (4) 提出先

次表の区分により、装置を導入しようとしている事業所所在地を管轄する地方環境事務所へ応募書類を提出してください。

同一法人等において同時に二施設以上について本事業による補助申請を行う場合は、各々の事業所在地を管轄する地方環境事務所へ応募書類を提出してください。なお、別紙1「省エネ型ノンフロン整備促進事業実施計画書（3/3）＜同種事業の実施予定＞」に、その補助申請事業名を全て記載するようにしてください。

事務所名 管轄区域	所在地・連絡先
北海道地方環境事務所 環境対策課 北海道	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3F TEL 011-299-1952 FAX 011-736-1234
東北地方環境事務所 環境対策課 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F TEL：022-722-2873 FAX：022-724-4311
関東地方環境事務所 環境対策課 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県	〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F TEL：048-600-0815 FAX：048-600-0517
中部地方環境事務所 環境対策課 富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-955-2134 FAX：052-951-8889
近畿地方環境事務所 環境対策課 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャングイズマート（OMM）ビル8F TEL 06-4792-0703 FAX 06-4790-2800

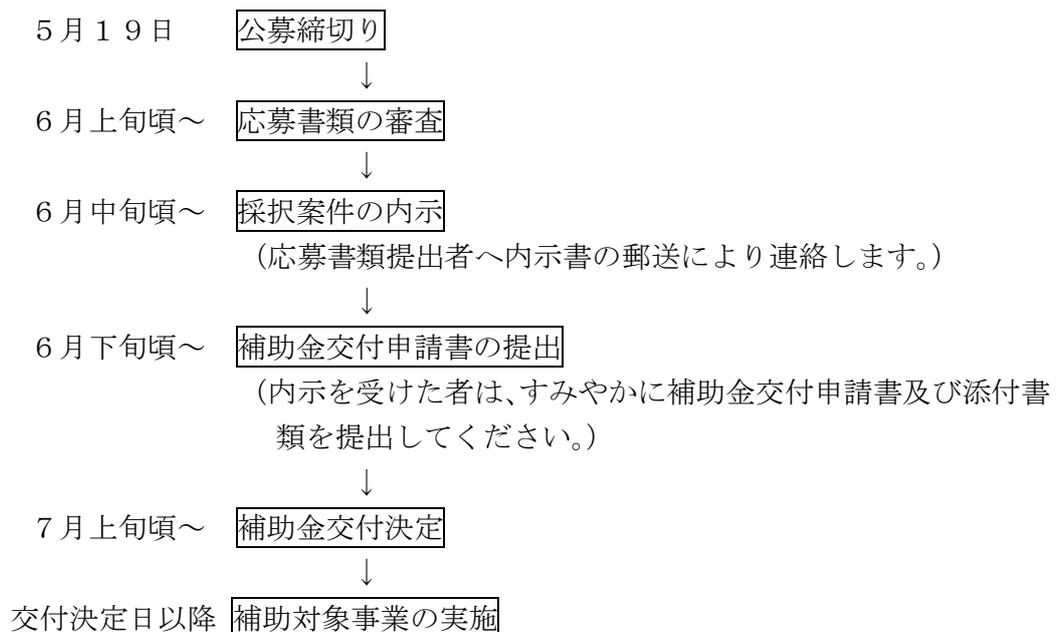
中国四国地方環境事務所 環境対策課 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2 合同庁舎 11F TEL : 086-223-1581 FAX : 086-224-2081
九州地方環境事務所 環境対策課 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	〒862-0913 熊本県熊本市東区尾ノ上 1-6-22 TEL 096-214-0332 FAX 096-214-0349

(5) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は、郵送した旨を管轄する地方環境事務所へ電話にてご連絡ください。

(6) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後の概略スケジュールは以下の通りです。



5. 採択基準について

費用対効果 (CO<sub>2</sub> を 1 トン削減するのに要する費用)、CO<sub>2</sub> 削減量 (絶対量)、導入対象技術の新規性、地域等の偏り、これまで普及の進んでいない分野 (小型の冷凍等装置等)、補助対象外での省エネ型ノンフロン冷凍等装置導入計画の有無及びその内容、環境に対する取組等を総合的に勘案し採択することとします。

なお、2の(3)で述べたように、補助対象となる差額に、撤去・廃棄する既存装置の残存価額を加算することができますが、この場合、費用対効果は、残存価額を加算しない場合に比べ幾分減少することに御留意ください。

## 6. その他

断熱材を使用する場合は、原則としてフロン類を用いない断熱材を使用してください。

## II. 留意事項等について

### 1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

### 2. 補助金の交付について

#### (1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、平成26年度に行われる事業で、かつ平成26年度中に支払いが完了するものとなります。

なお、該当年度を越える支払い（約束手形等）は原則認められません。

#### (2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

#### (3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点を以下に記します。

- ・契約日、発注日等は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して平成26年度中（出納整理期を含む。）に対価の支払い及び精算が行われること。

#### (4) 補助対象経費

補助対象経費の詳細は別紙の細分の項目ごとに作成すると共に、省エネ型ノンフロン冷凍等装置と比較対象フロン装置で異なる項目について、差異が生じる理由を付記してください。なお、別紙における事務費の区分には、補助事業者が自ら行う事務に

関する経費を計上するものとし、補助事業者より委託を受けた事業者が事務に要する費用は工事費の区分の一般管理費に計上してください。

また、上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

### 3. 補助金の経理等について

#### (1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿を備え他の経理と明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

#### (2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を管轄の地方環境事務所長宛て提出していただきます。

事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします【[参考資料参照](#)】。

#### (3) 補助金の支払い

補助事業者は、確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

#### (4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。

事務費	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
	設備費	設備費 事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
	事務費	事務費 事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5 %
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5 %
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %

## 別表

1 区分	2 費 目	3 細 目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及び賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

## (参考資料)補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

### 記

#### 1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１） 補助事業者自身
- （２） １００％同一の資本に属するグループ企業
- （３） 補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

#### 2. 利益等排除の方法

##### (1)補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

##### (2)100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」

といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

### **(3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合**

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。



## 省エネ型ノンフロン整備促進事業実施計画書(1/3)

事業の名称						
代表事業者	法人等の名称		所在地			
	事業の主たる実施場所(上記以外の場所に装置を導入する場合)					
	名称		所在地			
	事業実施責任者					
	所属機関名・部局・役職名		氏名	電話番号	FAX番号	
	所属所在地		e-mail			
	事業担当者					
	所属機関名・部局・役職名		氏名	電話番号	FAX番号	
	所属所在地		e-mail			
	経理責任者					
	所属機関名・部局・役職名		氏名	電話番号	FAX番号	
	所属所在地		e-mail			
	共同事業者 ※複数事業者が共同で応募する 場合	法人等の名称		所在地		
		事業実施責任者				
		所属機関名・部局・役職名		氏名	電話番号	FAX番号
所属所在地		e-mail				
補助事業の開始及び完了予定 年月日	交付決定の日 ~ 平成 年 月 日					
補助対象となるノンフロン冷凍等 装置を設置する施設の用途						
導入するノンフロン冷凍等装置 の概要、使用冷媒、方式及び台 数						
装置の導入に伴い撤去し、廃棄 する既存の冷凍等装置の概要、 使用冷媒、方式、台数及び設置 後経過年数 (ある場合のみ記入)						
事業の効果	CO2削減効果計算書による削減量を記入 (計算書が複数の場合は、合計量を記入のこと。)			別紙2による補助金 所要予定額 (千円)	トン当たり削減費用 (補助金所要予定 額*1000/合計削 減量) (円/t)	
	エネルギー起源CO2 削減量(ケ)(t)	冷媒漏洩CO2換算 削減量(シ)(t)	合計削減量(t)			

- 省エネ型自然冷媒機器の導入前後の比較することができる概略図を添付すること(新規導入の場合は、導入前の図は不要)。
- 事業所内における導入設備の配置計画図を添付すること。
- 複数事業者が共同で申請する場合は、それぞれの事業者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。  
リース契約を活用して共同申請を行う場合にあつては、リース契約書の写し、特約又は覚書等の写し、リース料から補助金相当分が減額されていることが証明できる書類を添付すること。



省エネ型ノンフロン整備促進事業実施計画書(2/3)

CO2削減効果計算書

( )枚中 ( )枚目

※ 型の異なる数種類の自然冷媒冷凍等装置を導入する場合等、1枚に記入しきれない場合には、複数シートに記入し通し番号を付すこと。

		A ノンフロン冷凍等装置	B 比較対象フロン装置	既存の冷凍等装置 (新規設置等で既存装置がない場合は記入不要)	
				C 撤去する装置	D 部分的に残る装置 (ある場合に記入)
型番等(記入できる場合は記入)					
冷却負荷	kW				
冷却温度	°C				
冷媒					
凝縮温度	°C				
蒸発温度	°C				
冷凍能力	kW				
①冷凍機消費動力	kW				
②その他補機動力一式	kW				
③合計動力(①+②)	kW	0.0	0.0	0.0	0.0
④年間稼働時間	hrs/y				
⑤年間消費電力(③×④)	kWh	0.0	0.0	0.0	0.0
⑥電力換算値	kgCO2/kWh				
⑦エネルギー起源CO2 (⑤×⑥/1000)	t	0.0	0.0	0.0	0.0
⑧冷媒保有量	kg				
⑨年間冷媒漏洩率	%				
⑩冷媒のGWP		0	0	0	0
⑪冷媒漏洩CO2換算量 (⑧×⑨×⑩/1000)	t	0.0	0.0	0.0	0.0
⑫設置台数	台(式)				
⑬合計エネルギー起源CO2 (⑦×⑫)	t	(ア) 0.0	(イ) 0.0	(ウ) 0.0	(エ) 0.0
⑭合計冷媒漏洩CO2 換算量(⑪×⑫)	t	(オ) 0.0	(カ) 0.0	(キ) 0.0	(ク) 0.0

CO2削減量

⑮エネルギー起源CO2 削減量(年間)	t	(コ)、(サ)欄のうち 大きい方	(イ)-(ア)	(ウ)-((ア)+(エ))
		(ケ) 0.0	(コ) 0.0	(サ) 0.0
⑯冷媒漏洩CO2換算 削減量(年間)	t	(ス)、(セ)欄のうち 大きい方	(カ)-(オ)	(キ)-((オ)+(ク))
		(シ) 0.0	(ス) 0.0	(セ) 0.0
合計削減量(⑮+⑯)	t	0.0	↑この列の(コ)、(ス)欄は 比較対象フロン装置とノ ンフロン冷凍等装置の差 について記入すること。	↑この列の(サ)、(セ)欄は 新規設置等で既存装置 がない場合は記入不要。

(注)裏面の記入要領に従い記入してください。

記入要領

記入事項・用語	説明
( )枚中( )枚目	型の異なる数種類のノンフロン冷凍等装置を導入する場合等で、1枚に記入しきれず、複数シートに記入した場合に、何枚中何枚目を( )内に記入してください。 なお、型の異なる数種類の装置の導入であっても、冷媒配管が接続された同一系統の場合等で複数シートに分離したい場合は、1枚に記入し、各欄には合計値等を記入することも可能です。
「Aノンフロン冷凍等装置」及び「B比較対象フロン装置」	「Aノンフロン冷凍等装置」の列には、導入するノンフロン冷凍等装置について、「B比較対象フロン装置」の列には、ノンフロン冷凍等装置と同等の冷却能力をもつ、比較対象とするフロン冷媒冷凍等装置について記入してください。
「既存の冷凍等装置」	「既存の冷凍等装置」には、「C撤去する装置」と「D部分的に残る装置」の列がありますが、既存の冷凍等装置がない場合は記入不要です。また、「D部分的に残る装置」についてもない場合は記入不要です。
型番等(記入できる場合は記入)	記入できる場合は型番を記入してください。
冷却負荷	冷却負荷を記入してください。一般的に、冷却負荷≦冷凍能力、となります。また、ノンフロン冷凍等装置と比較対象フロン装置で同じ値としてください。
冷却温度	冷凍倉庫における室内温度、急速凍結設備(フリーザー)における庫内温度、チラー設備における出口側送り温度等を記入してください。また、ノンフロン冷凍等装置と比較対象フロン装置で同じ値としてください。
冷媒(注1)	冷媒の種類を記入してください。
凝縮温度(注1)	室外機(高温側)の凝縮温度を、例えば「31℃～35℃」のように記入してください。
蒸発温度(注1)	室内機(低温側)の蒸発温度を、例えば「-44℃～-40℃」のように記入してください。また、ノンフロン冷凍等装置と比較対象フロン装置で同じ温度帯としてください。但し、間接方式や二次冷媒方式のシステムは除きます。
冷凍能力	冷却能力を記入してください。一般的に、冷却負荷≦冷凍能力となります。また、ノンフロン冷凍等装置と比較対象フロン装置で同一又はほぼ等しい値としてください。
①冷凍機消費動力(注3)	定格電力ではなく、消費動力値を記入してください。
②その他補機動力一式(注3)	冷凍等装置がシステムとして機能するための付属設備、例えば蒸発器・凝縮器のファン動力、冷却水ポンプ動力、二次冷媒ポンプ動力、エアカーテン動力などの電動機の定格動力を記入してください。
③合計動力(①+②)(注2、3)	①と②の合計値を記入してください。
④年間稼働時間	当該装置について予想される年間稼働時間(稼働率を考慮に入れた上での稼働時間)を記入してください。
⑤年間消費電力(③×④)(注2、3)	③と④の積を記入してください。撤去する装置等で、実績等から把握可能な場合には、その値に修正して下さい。
⑥電力換算値(注4)	各地域の電力換算値をご使用ください。
⑦エネルギー起源CO2(⑤×⑥/1000)(注2、3)	⑤と⑥の積の1000分の1(トン単位に換算)を記入してください。
⑧冷媒保有量	冷媒の保有量をkg単位で記入してください。ただし、二元冷凍等装置等、冷媒(又はライン)を複数用いる場合、GWP(地球温暖化係数)が大きい方の冷媒の保有量としてください。
⑨年間冷媒漏洩率	産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会(第21回)資料1-1(別紙)「機器別新係数のまとめ及び国際比較」から当該装置に係る係数を記入してください。もしくは、実績等に基づく漏洩率が把握可能な場合には、実績等に基づく漏洩率を記入し、根拠となる資料を添付してください。
⑩冷媒のGWP(注2)	冷媒の地球温暖化係数(100年値)を記入してください。ただし、二元冷凍等装置等、冷媒(又はライン)を複数用いる場合は、地球温暖化係数の大きい方の値で代表させてください。
⑪冷媒漏洩CO2換算量(⑧×⑨×⑩/1000)(注2)	⑧と⑨と⑩の積の1000分の1(トン単位に換算)を記入してください。
⑫設置台数	同型装置を複数台設置する場合には台数を記入してください。単独の場合には1と記入してください。また、数種類の装置を複数台設置する場合で、冷媒配管が接続された同一系統の場合等には、この欄を一式(すなわち1と記入)とし、①～⑪の欄について、複数台の合計値を記入することもできます。
⑬合計エネルギー起源CO2(⑦×⑫)(注2、3)	⑦と⑫の積を記入してください。
⑭合計冷媒漏洩CO2換算量(⑪×⑫)(注2)	⑪と⑫の積を記入してください。
⑮エネルギー起源CO2削減量(年間)(注2)	(ケ)欄:(コ)欄と(サ)欄のうちの大きい方、 (コ)欄:(イ)-(ア)の値、 (サ)欄:(ウ)-((ア)+(エ))の値、 を記入してください。
⑯冷媒漏洩CO2換算削減量(年間)(注2)	(シ)欄:(ス)欄と(セ)欄のうち、大きい方、 (ス)欄:(カ)-(オ)の値、 (セ)欄:(キ)-((オ)+(ク))の値、 を記入してください。
合計削減量(⑮+⑯)	「合計削減量」には、(ケ)と(シ)の合計を記入してください。

(注1) 当該欄をクリックし、▼をクリックして表示されるリストから選択してください。  
 (注2) エクセルシートをダウンロードして用いる場合は自動的に計算又は入力されます。  
 (注3) 「D部分的に残る装置」が「Aノンフロン冷凍等装置」と組み合わせられることにより、一体的に運転される場合等で、各動力及びエネルギー起源CO2について、「D部分的に残る装置」と「Aノンフロン冷凍等装置」を分けることが困難な場合には、各動力及びエネルギー起源CO2について「Aノンフロン冷凍等装置」の各欄にまとめて記入し、「D部分的に残る装置」のこれら各欄の記入を省略してください。ただし冷媒関係の各欄は記入してください。  
 (注4) 平成25年12月19日環境省発表資料「平成24年度の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出計数等の公表について(お知らせ)」の事業者別排出係数等一覧表の実排出係数をご記入ください。該当事業者が一覧にない場合は、代替値をご記載ください。

省エネ型ノンフロン整備促進事業実施計画書(3/3)

<省エネ型ノンフロン冷凍等装置導入効果の把握、周知予定>

○記載上の注意

温室効果ガス削減効果の把握方法や把握時期、把握した効果の周知手段、時期等を記入してください。

<同種事業の実施予定>

○記載上の注意

同一法人等において、本申請事業以外に、省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入事業を計画している場合には、その名称や内容、補助金申請予定の有無を記入してください。同一法人等において同時に二施設以上について本事業による補助申請を行う場合は、必ず他の補助申請事業名を記入すること。

<環境に対するその他の取組み>

○記載上の注意

省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入以外での環境に対する取組み予定があれば、その概要を記入してください。



## 省エネ型ノンフロン整備促進事業に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)ノンフロン冷凍等装置導入必要費用	
			0円		
	(5)比較対象フロン装置導入必要費用	(6)差額 (4)-(5)	(7)撤去既存装置残存価額(加算を希望する場合)	(8)補助対象経費支出予定額 (6)+(7)	
		0円		0円	
	(9)国庫補助基本予定額(3)と(8)を比較して少ない方の額	(10)補助金所要予定額 (9)×1/3			
	0円	0円			
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目	金額	積算内訳			
1 ノンフロン冷凍等装置導入費用					
2 比較対象フロン装置導入費用					
3 撤去し、廃棄する既存設備の残存価額(加算を希望する場合)		既存設備設置後の経過年数 ( )年			
4 合計 (1-2+3)					
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注:

- ・ノンフロン冷凍等装置導入費用、比較対象フロン装置導入費用のそれぞれについて、積算内訳の参考として見積書を添付すること。
- ・撤去し、廃棄する既存装置の残存価額を加算する場合は、残存価額の確認できる書類を添付すること。
- ・裏面の記入要領を参照すること。

記入要領

記入事項・用語	説明
<所要経費の各記入欄>	
(1)総事業費(注1)	基本的には、(4)ノンフロン冷凍等装置導入必要費用と同額にしてください。同額にならない場合としては、補助の対象にならない工事等を同時に行う場合で、補助対象の事業費用と補助対象外の事業費用が分けられないような場合です。このような場合以外は、(4)と同額にしてください。
(2)寄付金その他の収入	寄付金、民間からの補助金等をいいます。
(3)差引額(注2)	(1)から(2)を引いた差
(4)ノンフロン冷凍等装置導入必要費用(注1)	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費、設備費及び事務費(注3)並びにその他必要な費用で環境大臣が承認した経費となります。本工事費のうち、材料費及び労務費については、交付要綱別表第2に基づき、根拠となる資料を添付してください。また、事務費についても、交付要綱別表3の細目ごとに、必要な資料を添付してください。撤去する既存の装置がある場合には、撤去費用(冷媒回収費用も含む。)も含まれます。(ただし、補助金額の計算においては、次の(5)との差額のみ反映されます。)
(5)比較対象フロン装置導入必要費用(注1)	(4)と同様
(6)差額(注2)	(4)から(5)を引いた差
(7)撤去既存装置残存価額	撤去し、廃棄する既存装置がある場合に、差額に任意に加算出来ます。法定耐用年数経過後は購入価額の10%、経過以前は減価償却額を減じた額とします。ただし、購入価額について証拠書類が必要になります。
(8)補助対象経費支出予定額(注2)	(6)と(7)の合計額
(9)国庫補助基本予定額(注2)	(3)と(8)を比較して少ない方の額
(10)補助金所要予定額(注2)	(9)に3分の1を乗じて得た額です。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。
<補助対象経費支出予定額内訳>	
1 ノンフロン冷凍等装置導入費用	積算内訳の参考として見積書を添付してください。
2 比較対象フロン装置導入費用	同上
3 撤去し、廃棄する既存設備の残存価額	購入価額、既存設備設置後の経過年数を明記してください。
<購入予定の主な財産の内訳>	一品、一組又は一式の価格が50万円以上のものを記入してください。導入しようとする自然冷媒冷凍等装置は当然入ります。

(注1) 消費税の免税業者を除き、原則として消費税等相当額を除いて計算してください。

正確には、仕入れに係る消費税等相当額を除く計算ですが、冷凍等装置の導入事業は、通常他社に発注し、自社で施工等を行うことはないと考えられますので、全額「仕入れに係る」に相当すると考えられます。

なお、仕入れに係る消費税等相当額は、消費税等の計算上、控除対象となりますが、課税業者が仕入れに当たって支払う消費税等の額を控除の対象とするため、その一部に補助金が入った場合、当該課税業者は消費税控除額における補助金対象額を国に返還していただく必要があります。

したがって、はじめから消費税等相当額を除外して補助金額を計算すれば、返還も不要となります。

(注2) エクセルシートをダウンロードして用いる場合は自動的に計算されます。

(注3) 事務費は、工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、共済費、賃金、報償費、国内旅費、需用費、役員費、委託料、使用料、賃借料及び備品費等をいいます。ただし、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とします。交付要綱別表3の細目ごとに、必要な資料を添付してください。

区 分	率
5,000万円以下の金額に対して	6.5%
5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
1億円を超える金額に対して	4.5%